経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成２６年経済産業省令第１号）第７条第１項の規定による証明に関する申請書

令和　 年　 月　 日

熊野町長　三村　裕史 様

住 所

電話番号

申請者氏名 　 　　　　印

産業競争力強化法第１１４条第２項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第２条第２５項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．支援を受けた認定特定創業支援事業の内容、期間

２．設立しようとする会社の商号（屋号）・本店所在地

・商号（屋号）

・本店所在地

３．設立しようとする会社の資本額 　　　　万円 （会社の場合）

４．新たに開始しようとする事業の業種、内容

５．設立しようとする会社（事業）の設立の予定年月日 　令和 　　年 　　月　　　日

※２～５は、認定特定創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載ください。

|  |
| --- |
| 第　 号証明日 令和 　年 　月　 日 　　　　　　　　　　　　　　熊野町長 三村 裕史申請者が上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。  |

【特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項】

１ 株式会社設立時の登録免許税の減免について

(1)創業前の者が株式会社を設立する場合には、登録免許税の減免（※）を受けることが可能です。登録免許税の減免を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※資本金の0.7％の登録免許税が0.35％に減免（最低税額15万円の場合は7.5万円の減免）となります。

(2)特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、創業前の者であることが支援対象の要件となりますので、以下の①又は②に該当する者は登録免許税の減免を受けることができません。

①創業を行った個人（創業後５年未満の者であっても対象となりません。）

※法人の経営者を含む。

②個人事業主の法人成り（証明書の交付時点では創業前の者であって株式会社設立までに事業を開始した者を含む。）

(3)本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合には、登録免許税の減免を受けることができません。

２ 創業関連保証の特例について

(1)無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の６か月前から支援（※）を受けることが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

※信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

(2)特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、事業開始６か月前から創業後５年未満の者が支援対象の要件となります。

(3)本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。